最終更新日:2015年7月27日

極東貿易株式会社
代表取締役社長 三戸 純一
問合せ先:人事総務部 03-3244-3511
証券コード:8093
www.kbk.co.jp

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社グループは、株主、投資家の皆様をはじめ、全てのステークホルダーの皆様からの信頼をより高め、企業価値の向上を常に目指す経営に取り組んでおります。法律を遵守し経営の健全性を高め、公平で透明性の高い企業活動を進めることが、企業の社会的責任を全うし、企業の社会的信頼を高めることであると認識しております。それ故、コーポレート・ガバナンスの確立を経営上の重要課題と位置付け、取締役会及び監査役会の機能向上をはじめ。リスク管理体制の強化、コンプライアンス意識の向上、そしてIR機能の充実等につとめております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
株式会社IHI	1,927,904	6.91
極東貿易株式会社	1,152,933	4.13
株式会社三菱東京UFJ銀行	1,002,574	3.59
株式会社三井住友銀行	987,820	3.54
三井住友海上火災保険株式会社	914,000	3.28
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	845,000	3.03
株式会社ニレコ	757,049	2.71
極東貿易取引先持株会	697,320	2.50
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	541,000	1.94
東芝三菱電機産業システム株式会社	484,000	1.73

支配株主(親会社を除く)の有無	―――
親会社の有無	なし

補足説明

―――

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3 月
業種	卸売業
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人以上500人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―――

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

特にありません。

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10 名
定款上の取締役の任期	2 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数 更新	8 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	1 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	1 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
釜　和明	他の会社の出身者								○			

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c　上場会社の兄弟会社の業務執行者
d　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
h　上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
i　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
j　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
k　その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
釜　和明	○	現在株式会社IHIの代表取締役会長であり、当社は、同社の代理・特約店として同社から電機品等を購入しており、また同社に自動制御装置等を販売しておりますが、同社からの仕入高は過去5年平均で当社仕入総額の約3.5%、また同社への売上高は過去5年平均で当社売上総額の約3.0%と僅少で、主要な取引先ではありません。	＜選任理由＞ 株式会社IHIの社長やその他各種団体の要職を歴任され、経済社会で活躍の経験も長く見識も高いことから、経営判断を含め、大所高所からの意見、独立した見地・視点からの客観的な意見を頂くため ＜独立役員指定理由＞ 独立した立場からの客観的な意見を頂くことが期待できるため ＜独立性に関する開示加重要件への該当状況＞ 釜和明氏が代表取締役会長を務める株式会社IHIは、当社の主要な取引先には該当せず、また同社は当社の第1位株主ではありますが、持株比率は10%未満で主要株主には該当しないため、一般株主との利益相反が生ずるような利害関係は有していないと判断しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する	

任意の委員会の有無	なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	4 名
監査役の人数	4 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役と会計監査人とは、監査実施に当たり監査計画およびスケジュールの調整を行うほか、都度、監査内容の聴取、意見・情報交換を行っております。
また、当社は、内部監査部門として社長直属の組織として「監査室」を設置しており、監査室は監査計画に基づき業務の適正性等について定期的に監査を実施し、その結果を社長および「監査役会」へ報告しております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)											
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
藤田耕三	弁護士													
田辺信彦	弁護士													

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d　上場会社の親会社の監査役
e　上場会社の兄弟会社の業務執行者
f　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
j　上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
k　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
l　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
m　その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
藤田耕三	○	＜略歴＞ 平成元年11月 千葉地方裁判所長 平成 3年 5月 東京地方裁判所長 平成 5年 3月 仙台高等裁判所長官 平成 7年11月 広島高等裁判所長官 平成 9年 3月 弁護士登録（現） 平成 9年 6月 公安審査委員会委員長 平成10年 6月 当社監査役（現） 平成13年12月 東京都地方労働委員会会長	＜選任理由＞ 法令上の要求によるほか、客観的な視点から意見・監査を受けることは有益であるため ＜独立役員指定理由＞ 当社は藤田耕三氏またはその所属する田辺総合法律事務所との間に顧問契約等は締結しておらず、当社のためにする個別の法律事務の委任等も行っていないことから、意思決定に対して影響を与える取引関係には無いと判断しております。 また、元裁判官としての幅広い識見や弁護士としての立場から、株主の負託を受けた公正・中立な立場を保持していると判断しております。
		＜略歴＞	

田辺信彦	○	昭和49年 4月 弁護士登録(現) 昭和53年 6月 田辺総合法律事務所 開設(現) 平成 8年 4月 第一東京弁護士会副会長 平成15年 4月 日本弁護士連合会 常務理事 平成17年 5月 東京都弁護士協同組合 専務理事 平成17年 6月 当社監査役(現) 平成21年 5月 全国弁護士協同組合 連合会専務理事および 東京都弁護士協同組合 副理事長 平成23年 5月 全国弁護士協同組合 連合会副理事長 平成24年10月 株式会社綜合臨床 ホールディングス社外 監査役 (現) 平成26年 5月 KYCOMホールディングス 株式会社社外監査役(現)	＜選任理由＞ 法令上の要求によるほか、客観的な視点から意見・監査を受けることは有益であるため ＜独立役員指定理由＞ 当社は田辺信彦氏またはその所属する田辺総合法律事務所との間に顧問契約等は締結しておらず、当社のためにする個別の法律事務の委任等も行っていないことから、意思決定に対して影響を与える取引関係には無いと判断しております。 また、法曹界での長期にわたる経験や弁護士としての立場から、株主の負託を受けた公正・中立な立場を保持していると判断しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数	3 名

その他独立役員に関する事項

―――

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	実施していない

該当項目に関する補足説明

株主重視の経営の視点から、株主価値との連動性を高めるストックオプション等の業績連動型報酬制度の導入の検討も含め、役員報酬体系全般の見直しを行ってまいります。

ストックオプションの付与対象者	

該当項目に関する補足説明

―――

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明 更新

当社の社内取締役に対する報酬は 152 百万円となっており、社外取締役に対する報酬は 4 百万円であります。
また、監査役に対する報酬は 49百万円であります。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	なし

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

―――

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役に対するサポートは人事総務部が行っており、社外監査役に対するサポートは監査役補助使用人が行っており、定例及び臨時に開催される取締役会、監査役会の日程調整や案件によっては資料の事前配布を行っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

「コーポレート・ガバナンス体制」

当社は、規模や業態等の実質面から、現行の取締役会・監査役会の設置によるコーポレート・ガバナンス体制が、当社にとって適切かつ合理的であると判断しており、「指名委員会等設置会社」及び「監査等委員会設置会社」には移行しておりませんが、会社法等による監視監督機能強化の方向性を念頭に、執行役員制度導入やガバナンス委員会をはじめとする各種機能委員会の運用強化を通じて、実質的にそうした監視監督機能と同等の機能を実現できるよう、また、社外取締役には経営戦略会議やガバナンス委員会への参画をお願いするなどして、より客観性や透明性を高める仕組みとなるよう努めております。

なお、平成18年5月12日開催の取締役会において、会社法等に基づく「内部統制システム」構築に関する基本方針について決定し、会社法改正に伴い、平成27年5月12日開催の取締役会決議により、当社及び子会社から成る企業集団における業務の適性を確保するための体制、当社及び子会社の取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他監査役への報告に関する体制等について、改定を行っております。

今後も引き続き、社会の要求する現代的なコーポレート・ガバナンスの考え方を積極導入し、内部統制システム等も適切に見直すなどして、より適正かつ効率的な体制を実現することといたします。

「取締役会及び執行役員制度」

当社は、迅速且つ合理的な意思決定を行うため、定款で取締役を10名以内と定めるとともに、執行役員制度を導入しております。平成27年6月23日現在、「取締役会」は、8名の取締役で構成され、うち1名を社外取締役としております。社外取締役との間では、平成27年6月23日開催の当社定時株主総会開催後、「社外取締役の責任限定契約」を締結しております。

社外取締役については、株式会社IHIの社長やその他各種団体の要職を歴任され、経済社会で活躍の経験も長く見識も高いことから、経営判断を含め、大所高所からの意見、独立した見地・視点からの客観的な意見を頂きたいとの当社の考えに基づき選任しており、出席取締役会等においてそうした意見具申を頂いております。

また、当社は、平成25年度より一部取締役と執行役員の兼務を行い、機動的かつ効率的な業務の遂行・管理が行えるようにしております。

「経営戦略会議」

「経営戦略会議」は、当社規程に基づき平成15年10月に設置された会議体で、「取締役会」での審議に先立ち、経営目標・戦略、会社事業全般に関する重要事項等経営全般に関する重要事項を討議検討するとともに、代表取締役以下常勤取締役全員を構成員とする代表取締役社長直轄の経営戦略に関する諮問機関としております。

「ガバナンス委員会」

当社では、経営の監視監督機能強化を目的の1つとする会社法の施行を好機と捉え、平成18年5月、代表取締役社長直轄の「ガバナンス委員会」を設置しました。ガバナンス委員会は、コーポレート・ガバナンスにかかる諸施策の企画等を行うほか、当社に既設の「輸出管理委員会」、「投融資委員会」、「企業倫理・コンプライアンス委員会」等の各種機能委員会の運営監理等を行うこととしております。

「監査役会」

当社は、監査役会設置会社であり、監査役会は監査役4名で構成し、その内2名は社外監査役であり、社外監査役2名と社内監査役2名により、取締役の職務に対する監査機能を実現しております。

常勤監査役蓮実輝夫氏は、当社において長年、経理・財務・監査業務を担当しており、また常勤監査役大内晋氏は、当社において長年、経理・財務・企画業務を担当しており、それぞれ財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

社外監査役については、法令上の要求によるほか、客観的な視点から意見・監査を受けることは有益であるとの当社の考えに基づき選任しており、社外監査役藤田耕三氏からは元裁判官としての幅広い識見や弁護士としての立場から、社外監査役田辺信彦氏からは法曹界での長期にわたる経験や弁護士としての立場から、そうした意見具申を頂いております。社外監査役との間では「社外監査役の責任限定契約」を締結しております。

監査役は、取締役会はもちろん、その他重要な会議に出席し取締役の職務執行を常時監督する体制を取っているほか、内部統制委員会等の各種会議体の審議状況の確認や、監査室、経理部等からの情報収集等を通じて、当社のコーポレート・ガバナンス体制やリスク管理システムが適法かつ適正に機能しているか否か等、当社の経営監査等を行っております。また、会計監査人とも適宜意見交換を行っております。

「業務監査」

当社は、内部監査部門として代表取締役社長直属の組織として「監査室」を設置しております。「監査室」には3名を配置し、監査計画に基づき業務の適法性や適正性等について定期的に監査を実施し、その結果を代表取締役社長に報告することはもちろん、「監査役」にも同様に報告を行っております。

「業務を執行した公認会計士の氏名、所属監査法人等」

業務を執行した公認会計士の氏名	所属する監査法人名
指定社員・業務執行社員 西野聡人	有限責任　あずさ監査法人
指定社員・業務執行社員 高崎　博	有限責任　あずさ監査法人

（注）監査業務に係わる補助者は下記による公認会計士及び会計士補を構成員として、監査法人が決定しております。

公認会計士 8名 その他 9名

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由 更新

当社は、規模や業態等の実質面から、現行の取締役会・監査役会の設置によるコーポレート・ガバナンス体制が、当社にとって適切かつ合理的であると判断しており、「指名委員会等設置会社」及び「監査等委員会設置会社」には移行しておりませんが、会社法等による監視監督機能強化の方向性を念頭に、執行役員制度導入やガバナンス委員会をはじめとする各種機能委員会の運用強化を通じて、実質的にそうした監視監督機能と同等の機能を実現できるよう、また、社外取締役には経営戦略会議やガバナンス委員会への参画をお願いするなどして、より客観性や透明性を高める仕組みとなるよう努めております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
集中日を回避した株主総会の設定	従来より実施している。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	―――	あり
IR資料のホームページ掲載	http://www.kbk.co.jp/ja/ir_index/　掲載情報：経営者メッセージ、決算情報、適時開示資料、会社説明会資料、中期経営計画、有価証券報告書、四半期報告書	
IRに関する部署（担当者）の設置	担当部署：グループ企画室 担当役員：取締役執行役員　苫米地　信輝	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

実施していません。

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、会社法および会社法施行規則に基づき、以下のとおり、当社の業務の適正を確保するための体制（以下「内部統制システム」という。）構築に関する基本方針を整備する。なお、当社は、内部統制システムの整備・運用状況について継続的に評価・改善するとともに、内部統制システム構築の基本方針についても適切に見直しを行うなどして、より適正かつ効率的な体制を実現する。

1. 当社及び子会社の取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制に関する事項
- 取締役会は、次のようなコンプライアンス体制により、取締役・使用人の職務執行の法令及び定款への適合を確保する。
  ◇取締役会は、代表取締役社長の直属機関として「企業倫理・コンプライアンス委員会」を当社に設置し、代表取締役をコンプライアンス・オフィサーに選定する。外部常任委員の少なくとも1名は弁護士とする
  （平成21年6月から外部常任委員の弁護士が委員長となっております。）。
  ◇代表取締役社長は、「企業倫理・コンプライアンス委員会」を通じて、当社の企業理念、当社及び子会社の役職員を対象とする「極東貿易グループ企業行動憲章」等の当社規範、定款、主要規程等の内容を繰り返し周知徹底するとともに、法令遵守に向けた取り組みを行う。
  ◇「企業倫理・コンプライアンス委員会」には、当社及び子会社の役職員を対象とする企業倫理やコンプライアンス違反事案の通報・報告窓口として「ヘルプライン」を設置し、外部の窓口には弁護士事務所を指定する。また、通報・報告事案で調査等が必要な場合は、「企業倫理・コンプライアンス委員会」委員である弁護士、あるいは外部窓口の弁護士事務所の指導・助言を受けて、公正中立と適法性を確保する。
  ◇職務の執行に法令違反等が生じた場合は、諸規程等に基づき、「賞罰委員会」に諮るなどしたうえで、適正かつ厳正な処分を行う。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する事項
- 取締役会は、文書管理規程、文書保存規程等の定めるところに従い、取締役会の議事、稟議申請等の職務執行に係る情報を、文書または電磁的媒体に記録し、適切かつ閲覧可能な状態で保存管理する。
- 取締役会は、取締役、監査役または監査役の補助使用人が求めたときはいつでも、これら職務執行に係る情報を、閲覧または謄写に応じる。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制に関する事項
- 取締役会は、当社が認識する事業上の各リスクについての分析を行い、各リスクに対応するための基本的な方針となる規程を定め、各リスクごとに担当部門を割り当て、対策を検討させ、遂行状況等を適切にモニタリングするとともに、対応マニュアルを整備する等して、リスク管理の実効性を高め、損害の拡大を防止あるいは最小限に止める適切な体制を構築する。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制に関する事項
- 取締役会は、次のような経営管理システムを通じて、取締役の職務の執行の効率化を図る。
  ◇当社は、取締役会規程に従い、毎月定例の取締役会を開催し、重要事項に関する意思決定と情報共有を行う。
  ◇取締役会は、取締役及び使用人が共有する目標としての3事業年度を期間とする合理的な中期事業計画を策定する。
  ◇取締役会は、中期事業計画に基づき、毎事業年度の全社業績目標と予算を設定し、目標達成に必要な経営資源を配分する。
  ◇取締役会は、執行役員に対する責任権限の委譲を行うとともに、職務権限規程により、取締役会以下、経営戦略会議や役職者の責任権限を明確に定め、効率的な事業管理を行う。
  ◇執行役員は、月次業績等の経営データが、担当取締役を通じて迅速に取締役会に報告されるよう業務を指揮し、取締役会は毎月この経営データをレビューし、担当取締役から目標未達要因の分析及び改善策の報告を受け、必要やむを得ない場合は、適正に目標の修正を行うなどの検討を行う。
  ◇取締役会の検討結果に基づき、担当取締役は、実施すべき具体的な計画・施策等を執行役員に策定・遂行させるとともに、執行役員の遂行状況を監督し、執行役員は、目標達成に向けて担当グループを統括・指揮する。

5. 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- 取締役会は、当社に当グループを管理する部門を設けた上で、次の通り子会社の業務の適正を確保する。
  ◇取締役会は、子会社・関連会社管理規程を制定し、子会社の予算情報、決算情報、その他当社が必要と判断する情報について、適宜当社への報告を義務付ける。
  ◇取締役会は、当社の取締役または使用人に子会社の取締役を兼務させ、当該兼務者をして、子会社の代表取締役その他の業務執行取締役による子会社の取締役会に対する職務執行状況の報告内容を当社に報告させる。
  ◇代表取締役社長は、定期的に当社及び子会社の取締役が出席する会議を開催し、子会社の営業の概況その他重要な事象について、報告を行わせる。
  ◇取締役会は、当社及び子会社から成る企業集団全体のリスクに対応するための規程を策定して、同規程において各リスクごとに担当部門を割り当て、当社及び子会社から成る企業集団全体のリスクを網羅的・統括的に管理する。
  ◇取締役会は、当社及び子会社から成る企業集団が共有する目標としての3事業年度を期間とする合理的な中期事業計画を策定し、当該計画具体化のために、毎事業年度の当社及び子会社から成る企業集団全体の業績目標と予算を設定し、経営資源を配分する。
  ◇取締役会は、子会社職務権限規程を制定し、子会社における職位の責任と権限を明確にし組織的かつ効率的な業務運営を行わせる。
  ◇監査役及び内部監査部門は、内部監査規程及び子会社・関連会社管理規程に基づき、必要に応じ、子会社の調査及び内部監査を実施する。

6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
- 取締役会は、監査役会の求めに応じて監査役直属の補助使用人を置くこととし、当該使用人が監査役の職務を補助するために行う業務については、取締役等の指揮命令を受けないこととする。
- 補助使用人は、監査役の求める業務知識を有する者とし、監査役の指示に従いその業務を行う。

7. 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項
- 取締役会が前項の使用人について人事異動を行う場合は、監査役会に事前報告を為し、必要な場合は理由を付して人事を担当する取締役に変更を申し入れる。
- 取締役会が前項の使用人について懲戒処分を行う場合は、人事を担当する取締役は、あらかじめ監査役会の承認を得る。

8. 当社及び子会社の取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他監査役への報告に関する体制
- 取締役会は、監査室より、法定の事項に加えて、監査室が実施した監査の結果について監査役への報告をさせる。
- 取締役会は、その他、経営戦略会議、執行役員会等の会議体に付議・報告されたもので特に重要なものについては、関連部門に、監査役への報告をさせる。
- 当社の取締役及び使用人、並びに子会社の取締役、監査役及び使用人は、当社の監査役に対し、必要な報告及び情報提供を行う。
- 監査役に報告をした者は、その報告をしたことを理由として不利益な取扱いを受けないものとする。

9. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- 代表取締役、取締役及び取締役会は、監査役及び監査役会との間で、定期的な会合をもつなどして積極的なコミュニケーションを図るよう努める。

・取締役会は、監査室、人事総務部等管理部門各部に、必要に応じて監査役の事務を補助させる。
・監査役からその職務の執行について生ずる費用の前払い又は債務の処理の請求があった場合は、職務の執行に必要でないと認められる場合を除き、これを支払う。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は「極東貿易グループ企業行動憲章」および「極東貿易役職員行動規範」において、社会の平和、秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力および団体に対しては毅然として対応し断固として対決することを行動指針として明記しております。人事総務部を対応統括部署とし、平素より警察等関係機関と緊密に連携して情報収集を行い対応しております。

Vその他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし

該当項目に関する補足説明

当社としては、あらゆる点から企業価値の向上を目指し、市場から適正な評価を頂けるように経営効率の向上に努めてまいります。現在は買収防衛策は導入しておりませんが、株主価値をそこなう買収に対してはその防衛策も含め、予防措置並びに対抗措置双方の検討を行っております。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

経済のグローバル化、情報化、顧客意識の変化に伴い、国際的に「企業の社会的責任」の認識が高まっているのを受けて、当社グループの持続的発展を念頭に、社会や環境との相互関係の中で社会・ステークホルダーの信頼を得るべく、以下の活動を推進中です。

規範の導入
・極東貿易グループ行動憲章（平成17年５月導入の「企業行動基準」を平成18年10月グループ行動憲章に変更）
・極東貿易グループ役職員行動基準（平成17年５月導入の「役職員行動規範」を平成20年９月に変更）
・個人情報取扱規程（平成17年４月導入）
・情報管理方針（平成17年７月導入）
・情報セキュリティ管理規程（平成20年４月導入）
・環境管理方針（平成17年７月導入）
・グリーン購入に関するガイドライン（平成17年10月導入）

周知・徹底
上記各規範を社内に公表する一方、繰り返し周知して、全従業者が経営方針を理解し、法の遵守と企業倫理に基づいた行動を取るよう、グループ内の倫理環境の整備、周知徹底と企業文化としての定着を推進いたします。

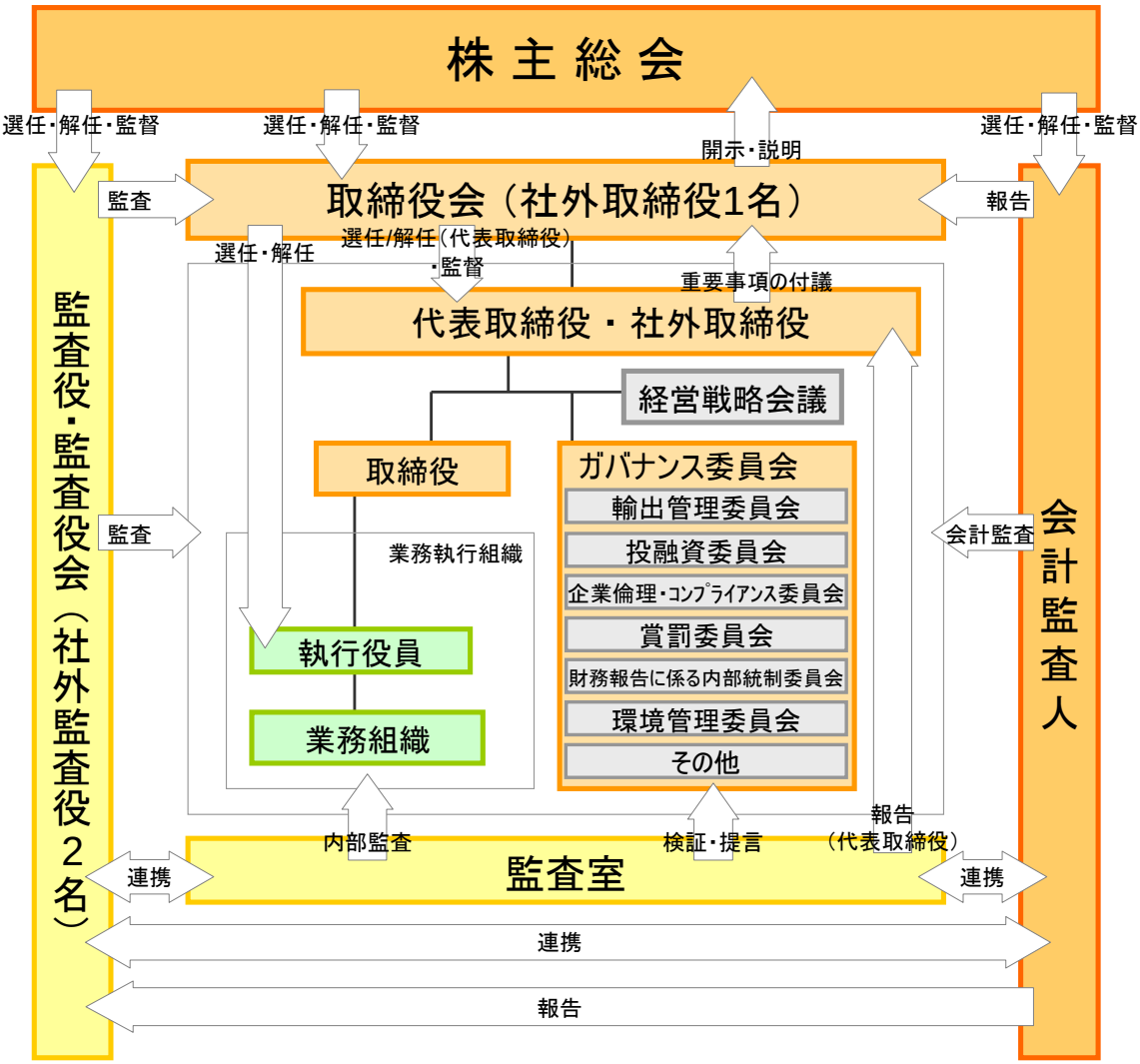
社内体制
当社では、経営理念の１つである法令遵守をより徹底し、コンプライアンス推進を強化するため、当社に代表取締役社長直属の機関である「企業倫理・コンプライアンス委員会」を設置しております。同委員会では、独立性を高めるため社外の弁護士に委員長を委嘱しており、定期的に会を開催してコンプライアンスに関連する諸施策の検討等を行っております。また、同委員会には、企業倫理やコンプライアンス違反事案の通報・報告窓口として「ヘルプライン」を設置しており、外部の窓口には弁護士事務所を指定しております。通報・報告事案で調査等が必要な場合は、委員である弁護士、あるいは外部窓口の弁護士事務所からの指導・助言を受けて、公正中立かつ適正に対処することとしております。
また、当社では、組織・役職の責任と権限の明確化、権限の委譲についての枠組みを設定し、「審査部門」や「投融資委員会」等による審査、及び「監査室」による事後チェック体制も充実させており、法令違反等が生じた場合は、諸規程等に基づき、「賞罰委員会」に諮るなどしたうえで、適正かつ厳正な処分を行うこととしております。

取締役数
当社の取締役は、10名以内とする旨を定款に定めております。

取締役の選任の決議要件
当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の１以上を有する株主の出席を要し、累積投票によらない旨を定款に定めております。

株主総会決議事項を取締役会で決議できる事項及びその理由
1.自己株式の取得
当社は、会社法第165条第２項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる旨を定款に定めております。これは、機動的な資本政策の実施を可能とすることを目的とするものであります。
2.取締役及び監査役の責任免除
当社は、会社法第426条第１項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）及び監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる旨を定款に定めております。これは、職務の遂行にあたって期待される役割を十分に発揮できるようにするためであります。
3.中間配当
当社は、会社法第454条第５項の規定により、取締役会の決議によって毎年9月30日を基準日として、剰余金の配当を行うことができる旨を定款に定めております。これは、株主への機動的な利益還元の実施を可能とすることを目的とするものであります。

株主総会の特別決議要件
当社は、会社法第309条第２項に定める株主総会の特別決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の１以上を有する株主が出席する株主総会においてその議決権の3分の２以上をもって行う旨を定款に定めております。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。


株主総会
選任・解任・監督
選任・解任・監督
開示・説明
選任・解任・監督
監査
取締役会（社外取締役1名）
報告
選任・解任
選任/解任（代表取締役）
・監督
重要事項の付議
代表取締役・社外取締役
経営戦略会議
取締役
ガバナンス委員会
輸出管理委員会
投融資委員会
企業倫理・コンプライアンス委員会
賞罰委員会
財務報告に係る内部統制委員会
環境管理委員会
その他
監査
業務執行組織
会計監査
執行役員
業務組織
内部監査
検証・提言
報告
（代表取締役）
連携
監査室
連携
連携
報告
監査役・監査役会（社外監査役2名）
会計監査人